

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日)の翌日

## 目 次

◇規 則  
市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則(市町村振興課)

公布された規則のあらまし

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一 次 の 基 準 税 額 等 の 算 定 方 法 の 一 部 を 変 更 す る こ と と し た 。 (

第 三 条 ( 第 五 条 関 係 )

1 市町村民税の所得割に係る基準税額

2 市町村たばこ税に係る基準税額

3 自動車取得税交付金に係る基準額

二 1 この規則は、公布の日から施行し、平成五年度分の普通交

付税から適用することとした。

2 市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法について、平成五年度分に限り特例措置を講ずることとした。

## 規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第五十七号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第三条中「市町村ごとの」の下に「省令第三十一条第三項第二号」を加え、同条の算式中「78,115円」を「88,543円」に、「0.998138907」を「0.999051252」に改め、同条の算式の符号A中「表頭」を「表頭「市町村民税」の」と、「表頭」を「表頭「禁煙義務者数」のうち」に改め、同条の算式の符号B中「表頭「社」」を「表頭「市町村民税」のうち「令」」に、「1.111」を「1.024」に改め、同条の算式の符号C中「平成2年度」を「平成3年度」に改める。

第四条の算式中「1.4806」を「1.4830」に、「0.999483665」を「0.999525862」に改め、同条の算式の符号B中「1.0095」を「0.9978」に、「0.9982」を「0.9922」に改める。

第五条の算式中「0.998943063」を「0.998937250」に改め、同条の算式の符号B中「1.009」を「0.980」に、「0.997」を「1.131」に改める。

別表第一の表中「四・二三四」を「四・〇一三」に、「一・八二一」を「一・七六八」に、「一・四二〇」を「一・四一七」に、「一・〇八〇」を「一・〇七七」に、「一・〇一四」を「一・〇一三」に、「一・〇〇七」を「一・〇〇六」に改める。

別表第二の表を次のように改める。

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一五	一・二〇七	東郷町	一・〇〇九	〇・八一九
米子市	一・〇二一	一・一三九	三朝町	〇・九九八	〇・七六一
倉吉市	一・〇〇六	〇・九九五	関金町	一・〇〇七	〇・六三七
境港市	一・〇一五	一・〇〇二	北条町	一・〇二二	〇・七四一
国府町	一・〇〇一	〇・八七〇	大栄町	一・〇一六	〇・八七八
岩美町	一・〇〇五	〇・八二二	東伯町	一・〇〇八	〇・八六三
福部村	一・〇二九	〇・六九六	赤碓町	一・〇〇四	〇・七八九
郡家町	一・〇二四	〇・八四五	西伯町	一・〇一一	〇・七八八
船岡町	一・〇〇一	〇・八六三	会見町	一・〇二二	〇・八二二
河原町	一・〇一三	〇・八〇九	岸本町	一・〇四〇	〇・七九五
八東町	一・〇一七	〇・七五八	日吉津村	一・〇一九	一・一〇二
若桜町	一・〇〇二	〇・七八九	淀江町	一・〇一九	〇・八五〇
用瀬町	〇・九九八	〇・七六六	大山町	一・〇二六	〇・七八一
佐治村	〇・九九八	〇・七七二	名和町	一・〇〇一	〇・八三六
智頭町	〇・九九九	〇・七九二	中山町	〇・九九五	〇・七四三
気高町	一・〇〇四	〇・七五六	日南町	一・〇〇四	〇・六五二
鹿野町	一・〇〇一	〇・七三〇	日野町	〇・九九六	〇・八三八
青谷町	〇・九九八	〇・七四八	江府町	〇・九九五	〇・七四三
羽合町	一・〇二一	〇・七八四	溝口町	一・〇〇二	〇・七三〇
泊村	一・〇二七	〇・七一一			

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に  
対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準  
税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成5年度分の普通交付  
税から適用する。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法の特例)

2 平成5年度に限り、第三条の算式の符号中「D 分離短期譲渡所得、  
分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る当該年度の当初調定  
に係る税額として知事が調査した額」を「D 前年度課税状況  
調査第50表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「分離短期譲渡所  
得分」のうち「小計」欄、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄及  
び「株式等に係る譲渡所得等分」欄に係る当該市町村の額に0.750を乗  
じて得た額の合算額」とする。